

【表紙】

【提出書類】 公開買付届出書の訂正届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2025年9月17日

【届出者の氏名又は名称】 堯アセットマネジメント株式会社

【届出者の住所又は所在地】 大阪府中央区谷町二丁目6番5号

【最寄りの連絡場所】 東京都千代田区大手町一丁目1番1号 大手町パークビルディング
アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業

【電話番号】 03 - 6864 - 3056

【事務連絡者氏名】 弁護士 小舘 浩樹 / 同 嶋田 祥大 / 同 二村 尚加

【代理人の氏名又は名称】 該当事項はありません。

【代理人の住所又は所在地】 該当事項はありません。

【最寄りの連絡場所】 該当事項はありません。

【電話番号】 該当事項はありません。

【事務連絡者氏名】 該当事項はありません。

【縦覧に供する場所】 堯アセットマネジメント株式会社
(大阪府中央区谷町二丁目6番5号)
株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

(注1) 本書中の「公開買付者」とは、堯アセットマネジメント株式会社をいいます。

(注2) 本書中の「対象者」とは、株式会社ソフト99コーポレーションをいいます。

(注3) 本書中の記載において計数が四捨五入又は切捨てされている場合、合計として記載される数値は必ずしも計数の総和と一致しません。

(注4) 本書中の「法」とは、金融商品取引法(昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。)をいいます。

(注5) 本書中の「令」とは、金融商品取引法施行令(昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。)をいいます。

(注6) 本書中の「府令」とは、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令(平成2年大蔵省令第38号。その後の改正を含みます。)をいいます。

(注7) 本書中の「株券等」とは、株式に係る権利をいいます。

(注8) 本書中の「営業日」とは、行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号。その後の改正を含みます。)第1条第1項各号に掲げる日を除いた日をいいます。

(注9) 本書中の記載において、日数又は日時に記載がある場合は、特段の記載がない限り、日本国における日数又は日時を指すものとします。

(注10) 本書中の「本公開買付け」とは、2025年8月7日付公開買付届出書の提出に係る公開買付けをいいます。

1【公開買付届出書の訂正届出書の提出理由】

2025年9月16日付で対象者が「(変更)「MBOの実施及び応募の推奨に関するお知らせ」の一部変更に関するお知らせ」を公表し、同月17日付で意見表明報告書の訂正報告書を提出したため、公開買付者が2025年8月7日付で提出いたしました公開買付届出書(2025年9月4日付で提出した公開買付届出書の訂正届出書により訂正された事項を含みません。以下同じです。)の記載事項の一部に訂正すべき事項(買付け等の期間の延長を含みます。)が生じたので、これを訂正するため、法第27条の8第2項の規定に基づき、公開買付届出書の訂正届出書を提出するものです。

2【訂正事項】

公開買付届出書

第1 公開買付要項

3 買付け等の目的

(1) 本公開買付けの概要

(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公開買付け後の経営方針

公開買付者が本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程

対象者が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由

(4) 本公開買付け後の組織再編等の方針(いわゆる二段階買収に関する事項)

4 買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数

(1) 買付け等の期間

届出当初の期間

(2) 買付け等の価格

算定の経緯

(本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置)

対象者における独立した特別委員会の設置及び答申書の取得

対象者における利害関係を有しない取締役全員の承認及び監査役全員の異議がない旨の意見

10 決済の方法

(2) 決済の開始日

第4 公開買付者と対象者との取引等

2 公開買付者と対象者又はその役員との間の合意の有無及び内容

(1) 公開買付者と対象者との間の合意の有無及び内容

公開買付届出書の添付書類

3【訂正前の内容及び訂正後の内容】

訂正箇所には下線を付しております。

公開買付届出書

第1【公開買付要項】

3【買付け等の目的】

(1) 本公開買付けの概要
(訂正前)

< 前略 >

上記の対象者取締役会の決議の詳細については、対象者プレスリリース及び下記「4 買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数」の「(2) 買付け等の価格」の「算定の経緯」の「(本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置)」の「対象者における利害関係を有しない取締役全員の承認及び監査役全員の異議がない旨の意見」をご参照ください。

< 中略 >

. 本公開買付けの決済
(2025年9月下旬を予定)

< 中略 >

. 本スクイーズアウト手続の実施
(本株式併合の効力発生日は2025年12月頃を予定)

< 後略 >

(訂正後)

< 前略 >

上記の対象者取締役会の決議の詳細については、対象者プレスリリース及び下記「4 買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数」の「(2) 買付け等の価格」の「算定の経緯」の「(本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置)」の「対象者における利害関係を有しない取締役全員の承認及び監査役全員の異議がない旨の意見」をご参照ください。

対象者が2025年9月16日付で公表した「(変更)「MBOの実施及び応募の推奨に関するお知らせ」の一部変更に関するお知らせ」(以下「2025年9月16日付対象者プレスリリース」といいます。)によれば、その後、対象者は、ECM マスターファンド SPV 3 (以下「ECMSPV3」といいます。)が、2025年9月12日に公表し、同月16日に対象者株式に対する公開買付け(以下「本対抗公開買付け」といいます。)を開始したことを踏まえ、同日付の取締役会において、本公開買付けに賛同する旨の意見は維持するものの、対象者の株主の皆様に対して本公開買付けへの応募を推奨する旨の意見を撤回し、対象者の株主の皆様が本公開買付けに応募するか否かについては、株主の皆様のご判断に委ねる旨を決議したとのことです。

< 中略 >

. 本公開買付けの決済
(2025年10月上旬を予定)

< 中略 >

. 本スクイーズアウト手続の実施
(本株式併合の効力発生日は2026年1月頃を予定)

< 後略 >

(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公開買付け後の経営方針

公開買付者が本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程

(訂正前)

その後、本公開買付け開始後も、公開買付者は、引き続き本公開買付けの成立可能性を高めるために大株主との間での応募契約の締結を検討していたところ、KeePer技研は、2025年8月15日付「公開買付けへの応募及び特別利益（投資有価証券売却益）の計上に関するお知らせ」（以下「8月15日付プレスリリース」といいます。）において、その所有する対象者株式の全てを本公開買付けに応募することを決議した旨を公表しました。公開買付者は、8月15日付プレスリリースの公表を受けて、本公開買付けの成立可能性を高めるためには、KeePer技研との間で本公開買付けへの応募について書面でも合意し、その意向を確認することに意義があると考え、2025年9月2日に、KeePer技研との間で、本公開買付けへの応募契約締結に係る協議を行い、公開買付者は、KeePer技研との間で、KeePer技研が同日時点で所有する対象者株式の全て（所有株式数：2,687,700株、所有割合：12.45%）について、対象者の取締役会による本公開買付けに対する賛同意見表明決議が維持されていることを条件に、本公開買付けに応募する旨の本応募契約（KeePer技研）を締結いたしました。

(訂正後)

その後、本公開買付け開始後も、公開買付者は、引き続き本公開買付けの成立可能性を高めるために大株主との間での応募契約の締結を検討していたところ、KeePer技研は、2025年8月15日付「公開買付けへの応募及び特別利益（投資有価証券売却益）の計上に関するお知らせ」（以下「8月15日付プレスリリース」といいます。）において、その所有する対象者株式の全てを本公開買付けに応募することを決議した旨を公表しました。公開買付者は、8月15日付プレスリリースの公表を受けて、本公開買付けの成立可能性を高めるためには、KeePer技研との間で本公開買付けへの応募について書面でも合意し、その意向を確認することに意義があると考え、2025年9月2日に、KeePer技研との間で、本公開買付けへの応募契約締結に係る協議を行い、公開買付者は、KeePer技研との間で、KeePer技研が同日時点で所有する対象者株式の全て（所有株式数：2,687,700株、所有割合：12.45%）について、対象者の取締役会による本公開買付けに対する賛同意見表明決議が維持されていることを条件に、本公開買付けに応募する旨の本応募契約（KeePer技研）を締結いたしました。

さらに、対象者が2025年9月16日付対象者プレスリリースを公表し、同月17日付で意見表明報告書の訂正報告書を提出したことにより、公開買付者が2025年8月7日付で提出した公開買付届出書（2025年9月4日付で提出した公開買付届出書の訂正届出書により訂正された事項を含みます。）の記載事項の一部に訂正すべき事項が生じたため、公開買付者は、法第27条の8第2項の規定に基づき、公開買付届出書の訂正届出書を提出するとともに、これに伴い、法第27条の8第8項の規定により、公開買付期間を当該訂正届出書の提出日である2025年9月17日から起算して10営業日を経過した日である2025年10月2日まで延長し、公開買付期間を合計38営業日とすることとなりました。

なお、ECMSPV3が2025年9月16日に関東財務局長に提出した公開買付届出書（以下「ECM公開買付届出書」といいます。）によれば、ECMSPV3は、ECMSPV3並びにその株式を所有しているエフィッシモ キャピタル マネジメント ピーティーイー エルティーディー（以下「エフィッシモ」といいます。）、エフィッシモが運用するイーシーエム マスター ファンド（ECM Master Fund）及びその受託者であるサンテラ（ケイマン）リミテッド（以下、総称して「エフィッシモグループ」といいます。）の議決権保有割合が3分の1超となるように、本対抗公開買付けにおける買付予定数の下限を、6,163,300株（所有割合：28.54%）に設定している（ECM公開買付届出書3頁）とのことです。また、ECM公開買付届出書によれば、本対抗公開買付けは対象者の非公開化を目的とするものではなく（ECM公開買付届出書4頁）、本対抗公開買付けが成立した場合における対象者の経営方針として、エフィッシモは、原則として対象者の業務執行に直接携わることなく、対象者経営陣の意向を最大限尊重する（ECM公開買付届出書10頁）とのことです。

公開買付者としては、本対抗公開買付けが成立した場合、エフィッシモグループは対象者に対する一定の影響力を有することになるにもかかわらず、エフィッシモグループから具体的な経営方針は一切示されておらず、対象者の企業価値ひいては株主共同の利益が毀損される可能性があると考えております。

また、公開買付者は、2025年9月16日付で、公開買付代理人である三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社及び本公開買付けの復代理人である三菱UFJ eスマート証券株式会社からの報告により、応募株券等の総数（2025年9月16日時点、KeePer技研が所有する対象者株式を除きます。）は6,108,200株に達しており、本応募契約（KeePer技研）に基づき、対象者の取締役会による本公開買付けに対する賛同意見表明決議が維持されていることを条件に本公開買付けへの応募が合意されているKeePer技研が所有する対象者株式の全てである2,687,700株を合算すると、既に本公開買付けにおける買付予定数の下限（7,566,400株）を上回っていることを確認しております。

2025年9月16日付対象者プレスリリース（ECM）によれば、対象者は、引き続き本対抗公開買付けに関する評価・検討を進めており、本対抗公開買付けに対する対象者の意見を決定するためには、本対抗公開買付けが対象者の企業価値の向上及び対象者の一般株主の皆様の利益の確保に資するものであるかどうかについて引き続き精

査する必要があるとのことですが、公開買付者としては、対象者において、上記も踏まえ、本対抗公開買付けに対して適切な意見が決定されるべきと考えております。

対象者が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由

(訂正前)

以上より、対象者は、本取引が対象者の企業価値向上に資するものであり、かつ本公開買付価格を含む本取引に係る諸条件が妥当なものであると判断したため、2025年8月6日付の対象者取締役会において、本公開買付けへの賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様に対して、本公開買付けへの応募を推奨する旨を決議したとのことです。上記の対象者取締役会における決議の詳細については、下記「4 買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数」の「(2) 買付け等の価格」の「算定の経緯」の「(本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置)」の「対象者における利害関係を有しない取締役全員の承認及び監査役全員の異議がない旨の意見」をご参照ください。

(訂正後)

以上より、対象者は、本取引が対象者の企業価値向上に資するものであり、かつ本公開買付価格を含む本取引に係る諸条件が妥当なものであると判断したため、2025年8月6日付の対象者取締役会において、本公開買付けへの賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様に対して、本公開買付けへの応募を推奨する旨を決議したとのことです。上記の対象者取締役会における決議の詳細については、下記「4 買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数」の「(2) 買付け等の価格」の「算定の経緯」の「(本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置)」の「対象者における利害関係を有しない取締役全員の承認及び監査役全員の異議がない旨の意見」をご参照ください。

その後、対象者は、2025年8月18日付で、エフィッシモより、本特別委員会の委員に対する面談の機会の設定を要請されたとのことですが、2025年8月21日、本特別委員会の委員から開示情報以上の説明はできかねることを理由として、当該要請は受け入れられない旨をメールにて回答し、代替として長期間にわたる支援に対する謝意を述べるべく対象者取締役小西紀行及び事務局メンバーとの面談を設定することを打診したとのことです。しかし、対象者は、2025年8月25日、エフィッシモより、謝意はメールにより受領したことを理由に当該面談は見送る旨の回答をメールにて受領したとのことです。

そして、対象者は、エフィッシモより2025年8月28日付「公開買付けによる株式会社ソフト99コーポレーションの株式取得に関する意向表明書」を受領し、対象者株式に対する公開買付けに関する提案(以下「本対抗提案」といいます。)を受けたとのことです。対象者は、本対抗提案が、経済産業省が公表した2023年8月31日付「企業買収における行動指針 企業価値の向上と株主利益の確保に向けて」(以下「買収行動指針」といいます。)3.1.2に定める「真摯な提案」に該当するか判断するために必要な情報を収集すべく、KPMG及び西村あさひの助言を受け、本特別委員会との間で事前に方針を相談・検討するとともに、本特別委員会の意見、指示、要請等を受け、エフィッシモとの間で、書面による質問及び回答のやり取りを複数回行って、慎重に検討を進めたとのことです。その上で、対象者は、2025年9月11日、本特別委員会に対して、(a)本対抗提案が、買収行動指針3.1.2に定める「真摯な買収提案」に該当するか、(b)本対抗提案が「真摯な買収提案」に該当すると判断した場合、対象者取締役会が、本対抗提案に対しどのような意見を表明すべきか、及び(c)本対抗提案を踏まえて、本特別委員会から対象者取締役会に提出された本答申書において表明された本取引に係る答申の内容について変更があるか(変更がある場合には、変更後の答申内容を含む。)(以下、総称して「本追加諮問事項」といいます。)について諮問し、これらの点についての答申を対象者に提出することを囑託したとのことです。

その後、対象者による検討が完了する前に、エフィッシモが運用するイーシーエム マスター ファンド(ECM Master Fund)の受託者として、サンテラ(ケイマン)リミテッドが株式を所有するECMSPV3が、2025年9月12日、本対抗公開買付けを開始する旨を公表し、同月16日、本対抗公開買付けを開始したとのことです。これを受け、対象者は、本公開買付けに関して、本対抗公開買付けが開始されたことを受けてもなお本公開買付けに賛同する旨の意見及び対象者の株主の皆様に対して本公開買付けへの応募を推奨する旨の意見を維持することができるかどうかという点について、慎重に協議・検討を行ったとのことです。

本追加諮問事項の諮問及び本対抗公開買付けの公表を受け、本特別委員会は、2025年9月15日に改めて特別委員会を開催し、本特別委員会の委員、ファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関としてのKPMG、並びにリーガル・アドバイザーとしての西村あさひについて、エフィッシモ及びECMSPV3の関連当事者には該当せず、本取引及び本対抗提案の成否について重要な利害関係を有しておらず、独立性に問題ないことを確認した上で、KPMG及び西村あさひの助言を受け、本追加諮問事項について慎重に検討を行ったとのことです。

その後、対象者は、本特別委員会から、当該検討結果として、2025年9月16日付「追加答申書」(以下「本追加答申書」といいます。)の提出を受け、()2025年9月12日付で、本対抗公開買付けが2025年9月16日より開始される旨が既に公表されているため、本対抗提案が「真摯な買収提案」に該当するか否かについての検討は省略する旨、()本対抗公開買付けの実現可能性や、本対抗公開買付けが対象者の企業価値の向上に資するもので

あるか、対象者の一般株主にとって公正なものであるかといった点について慎重な検討を行うべく、現時点においては、対象者取締役会は、本対抗公開買付けに対する意見の表明を留保すべきである旨、並びに、() (a) 2025年8月5日付「答申書」において、本特別委員会は、本取引の目的は正当性・合理性を有すると考えられること、本取引の取引条件は公正かつ妥当であると考えられること、本取引の手続は公正なものであると考えられること、本取引は対象者の一般株主にとって公正なものであると考えられることから、対象者取締役会が本公開買付けに対して賛同する意見を表明することは妥当である旨の答申を表明しているところ、本対抗公開買付けの開始を踏まえても、現時点で本特別委員会による上記判断の基礎となる事情に変更すべき点は認められないため、対象者取締役会が本公開買付けに対して賛同する意見を表明することは妥当であると考えられる旨の本特別委員会の答申に変更はない旨、及び、(b)本公開買付けの公開買付価格（1株あたり2,465円）を含めた取引条件が公正かつ妥当であるとの本特別委員会の判断に変更はないものの、本対抗公開買付けに係る公開買付価格（1株あたり4,100円）が、上記価格を上回っていることに鑑み、対象者取締役会が対象者の株主に対して本公開買付けへの応募を推奨する旨の意見は撤回し、本公開買付けに応募するか否かについては株主の判断に委ねる旨の意見へと変更すべきである旨の答申を得たとのことです。

対象者は、上記の本追加答申書の答申を踏まえ、2025年9月16日付対象者取締役会において、本公開買付けに賛同する旨の意見は維持するものの、対象者の株主の皆様に対して本公開買付けへの応募を推奨する旨の意見を撤回し、対象者の株主の皆様が本公開買付けに応募するか否かについては、株主の皆様のご判断に委ねる旨を決議したとのことです。

(4) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）

(訂正前)

<前略>

具体的には、公開買付者は、本公開買付けの決済完了後速やかに、会社法第180条に基づき対象者株式の併合（以下「本株式併合」といいます。）及び本株式併合の効力発生を条件として単元株式数の定めを廃止する旨の定款の一部変更を行うことを付議議案に含む臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）を2025年11月中旬から下旬を目途に開催することを対象者に要請する予定です。なお、公開買付者は、対象者の企業価値向上の観点から、本臨時株主総会を可能な限り早期に開催することが望ましいと考えており、本公開買付けの決済の開始日後の近接する日が本臨時株主総会の基準日となるように、対象者に対して基準日設定公告を行うことを要請する予定です。対象者プレスリリースによれば、対象者は、公開買付者からかかる要請を受けた場合には、かかる要請に応じる予定とのことです。なお、公開買付者及び本不応募合意株主は、本臨時株主総会において上記各議案に賛成する予定です。

<後略>

(訂正後)

<前略>

具体的には、公開買付者は、本公開買付けの決済完了後速やかに、会社法第180条に基づき対象者株式の併合（以下「本株式併合」といいます。）及び本株式併合の効力発生を条件として単元株式数の定めを廃止する旨の定款の一部変更を行うことを付議議案に含む臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）を2025年12月上旬を目途に開催することを対象者に要請する予定です。なお、公開買付者は、対象者の企業価値向上の観点から、本臨時株主総会を可能な限り早期に開催することが望ましいと考えており、本公開買付けの決済の開始日後の近接する日が本臨時株主総会の基準日となるように、対象者に対して基準日設定公告を行うことを要請する予定です。対象者プレスリリースによれば、対象者は、公開買付者からかかる要請を受けた場合には、かかる要請に応じる予定とのことです。なお、公開買付者及び本不応募合意株主は、本臨時株主総会において上記各議案に賛成する予定です。

<後略>

4 【買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数】

(1) 【買付け等の期間】

【届出当初の期間】

(訂正前)

買付け等の期間	2025年8月7日(木曜日)から2025年9月19日(金曜日)まで(30営業日)
公告日	2025年8月7日(木曜日)
公告掲載新聞名	電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。 (電子公告アドレス https://disclosure2.edinet-fsa.go.jp/)

(訂正後)

買付け等の期間	2025年8月7日(木曜日)から2025年10月2日(木曜日)まで(38営業日)
公告日	2025年8月7日(木曜日)
公告掲載新聞名	電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。 (電子公告アドレス https://disclosure2.edinet-fsa.go.jp/)

(2)【買付け等の価格】
 (訂正前)

<p>算定の経緯</p>	<p>(本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置)</p> <p>対象者における独立した特別委員会の設置及び答申書の取得</p> <p>() 特別委員会における判断内容</p> <p>本特別委員会は、以上のような経緯の下、本諮問事項について慎重に協議及び検討した結果、2025年8月5日付で、対象者取締役会に対し、委員全員の一致で、対象者プレスリリースに添付された内容の本答申書を提出したとのことです。本特別委員会の答申内容及び答申の理由については、対象者プレスリリースに添付された本答申書をご参照ください。</p> <p>対象者における利害関係を有しない取締役全員の承認及び監査役全員の異議がない旨の意見</p> <p>その結果、対象者は、上記「3 買付け等の目的」の「(2)本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公開買付け後の経営方針」の「対象者が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由」に記載のとおり、2025年8月6日付の取締役会において、本公開買付けを含む本取引が対象者の企業価値向上に資するものであるとともに、対象者算定書の算定結果及び本公開買付価格のプレミアム水準、田中秀明氏及び公開買付者との交渉過程並びに本公開買付価格の決定プロセス等に照らし、本公開買付価格を含む本取引に係る取引条件は妥当なものであると判断し、本公開買付けに賛同する旨の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様に対し、本公開買付けへの応募を推奨することを、決議に参加した対象者の取締役(取締役合計9名のうち、田中秀明氏、上尾茂氏を除く取締役7名)の全員一致で決議したとのことです。また、下記の福井健司氏を除く対象者の監査役はいずれも上記決議を行うことについて異議がない旨の意見を述べたとのことです。</p> <p>上記の取締役会においては、対象者の代表取締役社長である田中秀明氏は、公開買付者の代表取締役であり本取引後も継続して対象者の経営にあたることを予定していることから、本取引において特別の利害関係を有しており、また、対象者の取締役である上尾茂氏は、創業家の運営する資産管理会社の役員も兼務していることから、本取引において特別の利害関係を有しており、この2名においては対象者との間で利益が相反する可能性があることから、本取引の検討に関する議題の決議には一切参加しておらず、また、対象者の立場において田中秀明氏及び公開買付者との協議及び交渉には一切参加していないとのことです。また、対象者の常勤監査役である福井健司氏は、本書提出日現在、本不応募合意株主であるサントレードの監査役を務めていることを考慮し、本取引における構造的な利益相反の問題及び情報の非対称性の問題による影響を受けるおそれを可能な限り排除する観点から、上記決議について意見を述べることを差し控えているとのことです。</p>
--------------	---

(訂正後)

<p>算定の経緯</p>	<p>(本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置)</p> <p>対象者における独立した特別委員会の設置及び答申書の取得</p> <p>() 特別委員会における本諮問事項についての内容</p> <p>本特別委員会は、以上のような経緯の下、本諮問事項について慎重に協議及び検討した結果、2025年8月5日付で、対象者取締役会に対し、委員全員の一致で、対象者プレスリリースに添付された内容の本答申書を提出したとのことです。本特別委員会の答申内容及び答申の理由については、対象者プレスリリースに添付された本答申書をご参照ください。</p> <p>() 特別委員会における本追加諮問事項についての検討等の経緯及び判断内容</p> <p>その後、上記「(2)本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公開買付け後の経営方針」の「<u>対象者が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由</u>」に記載のとおり、対象者は、エフィッシモより本対抗提案を受領したことを受け、本対抗提案が「<u>真摯な提案</u>」に該当するか判断するために必要な情報を収集すべく、KPMG及び西村あさひの助言を受け、本特別委員会との間で事前に方針を相談・検討するとともに、本特別委員会の意見、指示、要請等を受け、エフィッシモとの間で、書面による質問及び回答のやり取りを複数回行って、慎重に検討を進めたとのことです。その上で、対象者は、2025年9月11日、本特別委員会に対して、本追加諮問事項について諮問し、これらの点についての答申を対象者に提出することを囑託したとのことです。</p> <p>その後、対象者の検討が完了する前に、ECMSPV 3は、2025年9月12日、本対抗公開買付けを開始する旨を公表し、2025年9月16日、本対抗公開買付けを開始したとのことです。</p> <p>本追加諮問事項の諮問及び本対抗公開買付けの開始を受け、本特別委員会は、2025年9月15日に改めて特別委員会を開催し、本追加諮問事項について慎重に検討を行ったとのことです。本特別委員会の当該検討過程は、上記「(2)本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公開買付け後の経営方針」の「<u>対象者が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由</u>」に記載のとおりです。</p> <p>本特別委員会は、以上のような経緯の下、本諮問事項について慎重に協議及び検討した結果、2025年9月16日付で、対象者取締役会に対し、委員全員の一致で、2025年9月16日付対象者プレスリリースに添付の本追加答申書を提出したとのことです。本特別委員会の答申内容及び答申の理由については、2025年9月16日付対象者プレスリリースに添付された本追加答申書をご参照ください。</p> <p>対象者における利害関係を有しない取締役全員の承認及び監査役全員の異議がない旨の意見</p> <p>その結果、対象者は、上記「3 買付け等の目的」の「(2)本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公開買付け後の経営方針」の「<u>対象者が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由</u>」に記載のとおり、2025年8月6日付の取締役会において、本公開買付けを含む本取引が対象者の企業価値向上に資するものであるとともに、対象者算定書の算定結果及び本公開買付価格のプレミアム水準、田中秀明氏及び公開買付者との交渉過程並びに本公開買付価格の決定プロセス等に照らし、本公開買付価格を含む本取引に係る取引条件は妥当なものであると判断し、本公開買付けに賛同する旨の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様に対し、本公開買付けへの応募を推奨することを、決議に参加した対象者の取締役（取締役合計9名のうち、田中秀明氏、上尾茂氏を除く取締役7名）の全員一致で決議したとのことです。また、下記の福井健司氏を除く対象者の監査役はいずれも上記決議を行うことについて異議がない旨の意見を述べたとのことです。</p>
--------------	---

その後、対象者は、本対抗公開買付けが開始されたことを受けて、2025年9月16日付対象者取締役会において、本対抗公開買付けが開始されたことを受けてもなお本公開買付けに賛同する旨の意見及び対象者の株主の皆様に対して本公開買付けへの応募を推奨する旨の意見を維持することができるかどうかという点について慎重に協議・検討を行ったとのことです。そして、本特別委員会から取得した本追加答申書において、本公開買付けについて、()2025年8月5日付「答申書」において、本特別委員会は、本取引の目的は正当性・合理性を有すると考えられること、本取引の取引条件は公正かつ妥当であると考えられること、本取引の手続は公正なものであると考えられること、本取引は対象者の一般株主にとって公正なものであると考えられることから、対象者取締役会が本公開買付けに対して賛同する意見を表明することは妥当である旨の答申を表明しているところ、本対抗公開買付けの開始を踏まえても、現時点で本特別委員会による上記判断の基礎となる事情に変更すべき点は認められないため、対象者取締役会が本公開買付けに対して賛同する意見を表明することは妥当であると考えられる旨の本特別委員会の答申に変更はない旨、及び、()本公開買付けの公開買付価格(1株あたり2,465円)を含めた取引条件が公正かつ妥当であるとの本特別委員会の判断に変更はないものの、本対抗公開買付けに係る公開買付価格(1株あたり4,100円)が、上記価格を上回っていることに鑑み、対象者取締役会が対象者の株主に対して本公開買付けへの応募を推奨する旨の意見は撤回し、本公開買付けに応募するか否かについては株主の判断に委ねる旨の意見へと変更すべきである旨の答申を得たことを踏まえ、本公開買付けに賛同する旨の意見は維持するものの、対象者の株主の皆様に対して本公開買付けへの応募を推奨する旨の意見を撤回し、対象者の株主の皆様が本公開買付けに応募するか否かについては、株主の皆様のご判断に委ねる旨を決議したとのことです。

上記いずれの取締役会においても、対象者の代表取締役社長である田中秀明氏は、公開買付者の代表取締役であり本取引後も継続して対象者の経営にあたることを予定していることから、本取引及び本対抗提案において特別の利害関係を有しており、また、対象者の取締役である上尾茂氏は、創業家の運営する資産管理会社の役員も兼務していることから、本取引及び本対抗提案において特別の利害関係を有しており、この2名においては対象者との間で利益が相反する可能性があることから、本取引及び本対抗提案の検討に関する議題の決議には一切参加しておらず、また、対象者の立場において田中秀明氏、公開買付者、エフィッシモ及びECMSPV3との協議及び交渉には一切参加していないとのことです。また、対象者の常勤監査役である福井健司氏は、本書提出日現在、本不応募合意株主であるサントレードの監査役を務めていることを考慮し、本取引及び本対抗提案における構造的な利益相反の問題及び情報の非対称性の問題による影響を受けるおそれを可能な限り排除する観点から、上記いずれの決議についても意見を述べることを差し控えているとのことです。

10【決済の方法】

(2)【決済の開始日】

(訂正前)

2025年9月29日(月曜日)

(訂正後)

2025年10月9日(木曜日)

第4【公開買付者と対象者との取引等】

2【公開買付者と対象者又はその役員との間の合意の有無及び内容】

(1) 公開買付者と対象者との間の合意の有無及び内容

(訂正前)

対象者プレスリリースによれば、対象者は、2025年8月6日付の対象者取締役会において、本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様に対して、本公開買付けへの応募を推奨する旨の決議をしたとのことです。

詳細については、対象者プレスリリース及び上記「第1 公開買付要項」の「4 買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数」の「(2) 買付け等の価格」の「算定の経緯」の「(本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置)」の「対象者における利害関係を有しない取締役全員の承認及び利害関係を有しない監査役全員の異議がない旨の意見」をご参照ください。

(訂正後)

対象者プレスリリースによれば、対象者は、2025年8月6日付の対象者取締役会において、本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様に対して、本公開買付けへの応募を推奨する旨の決議をしたとのことです。

詳細については、対象者プレスリリース及び上記「第1 公開買付要項」の「4 買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数」の「(2) 買付け等の価格」の「算定の経緯」の「(本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置)」の「対象者における利害関係を有しない取締役全員の承認及び利害関係を有しない監査役全員の異議がない旨の意見」をご参照ください。

2025年9月16日付対象者プレスリリースによれば、その後、対象者は、2025年9月16日付の対象者取締役会において、本公開買付けに賛同する旨の意見は維持するものの、対象者の株主の皆様に対して本公開買付けへの応募を推奨する旨の意見を撤回し、対象者の株主の皆様が本公開買付けに応募するか否かについては、株主の皆様のご判断に委ねる旨を決議したとのことです。

公開買付届出書の添付書類

1 公開買付条件等の変更の公告

公開買付者は、本公開買付けについて、買付条件等の変更を行ったため、2025年9月17日付で「公開買付条件等の変更の公告」の電子公告を行いました。当該「公開買付条件等の変更の公告」を2025年8月7日付公開買付開始公告の変更として本書に添付いたします。なお、「公開買付条件等の変更の公告」を行った旨は、日本経済新聞に遅滞なく掲載する予定です。